

秘密保持契約書

お客様（後記のとおり）と 株式会社プロジェクト・モード（以下、「PM」といいます）は、NotePM（以下、「本サービス」といいます）の提供において生ずる秘密情報の取扱いに関し、次のとおり契約を締結します。

第1条（秘密情報の定義）

本契約における「秘密情報」とは、お客様又はPMが相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上又は営業上の情報、本契約の存在及び内容その他一切の情報をいう。ただし、開示を受けた当事者が書面又は電磁的記録の方法によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。

- (1) 開示を受けたときに既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- (4) 開示を受けたときに既に公知であった情報
- (5) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第2条（PMの責務）

1. PMは、前条に定める秘密情報を機密として保持する義務を負うものとし、利用規約に定めるもの他、お客様の文書による同意なくして、秘密情報の一部または全部を第三者に対して開示、漏洩、公表、使用許諾、譲渡、貸与等を、一切行わないものとします。
2. PMは、前項の保持義務を全うするため、秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体、有形または無形物およびそれらの複写または複製物等（以下、「秘密情報資料等」という）につき、作為もしくは不作為により、秘密が不当に開示または漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、善良な管理者の注意義務をもって管理を行うものとします。
3. PMは、本サービスを提供する目的にのみ、秘密情報を使用するものとします。
4. PMは、自己の役員または使用人のうち、業務遂行上必要のある者に限定して秘密情報を開示するものとし、当該役員または使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に対して、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとします。

第3条（廃棄）

PMは、本サービスの提供が終了したときに、予めPMが定めた方法により秘密情報を廃棄または削除するものとします。

第4条（損害賠償）

PMの責めに帰すべき事由により本契約の各条項に違反したときは、お客様は、利用規約の定めに基づき、損害の賠償を請求することができるものとします。

第5条（反社会的勢力の排除）

1. お客様及びPMは、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、その他これに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当せず、現在及び将来にわたって反社会的勢力との関係を一切持たないことを表明し確約する。
2. お客様及びPMは、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫行為、業務妨害行為、その他これに準ずる行為を行わないことを確約する。
3. お客様及びPMは、相手方が第1項または第2項に違反した場合は、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

第6条（有効期間）

本契約は、お客様による本サービスの利用期間中有効なものとします。

第7条（規定外事項の協議）

お客様およびPMは、本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義が生じたときは、利用規約の定めに従うものとします。

第8条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して当事者間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方が1部ずつを保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。

締結日

お客様：	PM：東京都品川区上大崎2丁目15-21（本社） 東京都品川区上大崎3丁目1-1（本店） 株式会社プロジェクト・モード 代表取締役社長 小澤 卓馬
------	--